

遊漁船業者登録票

氏名又は名称	五郎丸
登録番号	神奈川県知事第2018号
登録の有効期間	令和3年 4月15日から 令和8年 4月15日まで
営業所の所在地	神奈川県横須賀市鴨居2-74-20
遊漁船の名称	第三五郎丸 第二十五郎丸 第二十七五郎丸
遊漁船業務主任者の氏名	福本 清行 福本 一行 山口 隆幸
損害賠償措置の保険期間	令和5年 7月20日から 令和6年 7月20日まで

別表4（全 1枚の 1枚目） 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理 番号	遊漁船 の名称	船舶番号等	総トン数	長さ	旅客定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		遊漁船の使用状況（該当に○）					
		遊漁船の記載状況（該当に○）			通信設備 の状況 （該当に○）		
		船舶の所有状況（該当に○）			遊漁船の連絡方法（無線の形式と周波数等）		
1	第三 五郎丸	* 235-29815	13 トン	11.98 m	* 34 人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 磯渡し <input type="checkbox"/> 筏渡し <input type="checkbox"/> 防波堤渡し <input type="checkbox"/> その他)	
		<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独記載・ <input type="checkbox"/> 重複記載			<input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他の設備		
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶			<input type="checkbox"/> 設備無し		
A3E5W							
2	第二十一 五郎丸	* 235-29815	13 トン	11.98 m	* 34 人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 磯渡し <input type="checkbox"/> 筏渡し <input type="checkbox"/> 防波堤渡し <input type="checkbox"/> その他)	
		<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独記載・ <input type="checkbox"/> 重複記載			<input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他の設備		
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶			<input type="checkbox"/> 設備無し		
A3E5W							
3	第二十七 五郎丸	* 235-12150	15.22 トン	11.98 m	* 25 人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 磯渡し <input type="checkbox"/> 筏渡し <input type="checkbox"/> 防波堤渡し <input type="checkbox"/> その他)	
		<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用					
		<input type="checkbox"/> 単独記載・ <input type="checkbox"/> 重複記載			<input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> 他の設備		
		<input type="checkbox"/> 自己所有船舶・ <input type="checkbox"/> 他者所有船舶			<input type="checkbox"/> 設備無し		
IC-M506J							
重複記載している 場合の事由		<input type="checkbox"/> 多客期にチャーターするため <input type="checkbox"/> その他 ()					

注) 重複記載とは、他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているものをいいます。

別表5 情報を収集すべき事項

<p>(1) 利用者の安全の確保に必要な情報 (該当に○)</p>	<p>(○) 出航地における波高、風速、視程</p> <hr/> <p>() 出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報</p> <hr/> <p>* (○) 水路通報、気象・海上警報等官公庁の発する遊漁船の運航に関する情報</p> <hr/> <p>* (○) 乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)</p> <hr/> <p>()</p> <hr/> <p>()</p>
<p>(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報 (該当に○)</p>	<p>* (○) 法第15条に基づき周知すべき内容について、案内する漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報</p> <hr/> <p>* (○) 漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報</p> <hr/> <p>()</p> <hr/> <p>()</p>

別表6 出航中止基準及び帰航基準

<p>出航中止基準</p>	<p>出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)</p>												
<p>(○) 単独の判断</p>	<p>() 団体による判断</p>												
<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <p>* (○) 海上警報 (風、霧等)、波浪警報の発令中</p> <p>(○) 出航地の波高 <table border="1" data-bbox="676 831 852 869"><tr><td>3</td><td>m</td></tr></table></p> <p>(○) 出航地の風速 <table border="1" data-bbox="676 869 852 907"><tr><td>20</td><td>m</td></tr></table></p> <p>(○) 出航地の視程 <table border="1" data-bbox="676 907 852 945"><tr><td>200</td><td>m</td></tr></table></p> <p>* (○) 事業者が危険と判断したとき</p> <p>() その他 ()</p>	3	m	20	m	200	m	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>① 出航中止を判断する団体名 <table border="1" data-bbox="951 689 1422 728"><tr><td>*</td></tr></table></p> <p>② 上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1" data-bbox="951 763 1422 869"> <tr> <td>代表者</td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td>*</td> </tr> </table> <p>③ 団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号 別紙1のとおり</p> <p>④ 出航中止の判断の方法 別紙2のとおり</p>		*	代表者	*	連絡先	*
3	m												
20	m												
200	m												
*													
代表者	*												
連絡先	*												
<p>帰航基準</p>	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <p>* (○) 海上警報 (風、霧等)、波浪警報の発令</p> <p>* (○) 利用者に急病人やケガ人が出たとき</p> <p>(○) 漁場における波高 <table border="1" data-bbox="772 1227 948 1265"><tr><td>3</td><td>m</td></tr></table></p> <p>(○) 漁場における風速 <table border="1" data-bbox="772 1265 948 1303"><tr><td>20</td><td>m</td></tr></table></p> <p>(○) 漁場における視程 <table border="1" data-bbox="772 1303 948 1341"><tr><td>200</td><td>m</td></tr></table></p> <p>* (○) 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき</p> <p>() その他 ()</p>		3	m	20	m	200	m					
3	m												
20	m												
200	m												

別表 8 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	周知する内容 (該当に○)
<p>(○) 遊漁船に周知内容を掲示する。 () 遊漁船の乗船前に書面を配布する。</p>	<p>一般的事項 * (○) 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと * (○) 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと * (○) 航行中、波の影響により船体が動揺することがあることから、動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船すること * (○) 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと * (○) 救命胴衣等の保管場所 * (○) 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用すること () その他 ()</p> <p>磯等渡しの場合 * () 磯等の上においては救命胴衣等を着用すること * () 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 () その他 ()</p>
<p>漁場において口頭で説明する。</p>	<p>一般的事項 (○) その他 ()</p> <p>磯等渡しの場合 * () 磯等からの帰航時間 * () 磯等で天候が急変した場合における避難場所 () その他 ()</p>

別表9 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。(該当に○)

一般的事項

- * (○) 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。
- * (○) 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。
- * (○) 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します。
- * (○) 海中転落のおそれがある作業をする場合は、救命胴衣等を着用します。
- * (○) 利用者には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣等を着用させるよう努めます。
- * (○) 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、防波堤、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別表9の2にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。
- * (○) 航行中は GPS プロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。
- * (○) 12歳未満の小児には、乗船中は、船室内にいる場合を除き、常時、救命胴衣等を着用させます。
- * (○) 気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、利用者に救命胴衣等を着用させます。
- () その他 ()

船釣りをする場合

- () 利用者を案内している間は、船長自ら釣りをしません。
- () 漁場が混み合っている場合は、船長自ら釣りをしません。
- (○) 船長以外に適切に見張りできる者がいる場合を除き、船長自ら釣りをしません。

磯等渡しをする場合

- * () 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。
- * () 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。

上記以外(観光定置、観光底びき等)をする場合

- * () 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別表9の2

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	久里浜沖 あしか島周辺 岩場があるので干潮時には注意している
浅瀬	
防波堤	久里浜 東電沖
養殖施設	久里浜沖 浦賀沖 鴨居沖 走水沖 養殖シーズンの筏の設置場所に注意している
その他	
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	
目視及びレーダーにて減速、迂回等で回避している	

別表12 公表する情報

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
第三五郎丸	1億円	34名	2023年7月20日～ 2024年7月20日
第二十一五郎丸	1億円	34名	同上

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	

別表12 公表する情報

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間
第二十七五郎丸	1億円	24名	2023年7月20日～ 2024年7月20日

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた（講じようとする）措置	